



# 栃木県公報

平成29年  
1月13日(金)  
第2850号

## 目次

### 告示

○栃木県一般会計補正予算	7
○公の施設に係る指定管理者の指定	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	11
○特定計量器の定期検査の実施	11
○道路の区域の変更	14
○道路の供用開始	15

### 公告

○都市計画変更図書の写しの縦覧	15
○同	15
○同	15
○同	16

## 告示

### 栃木県告示第5号

平成28年度栃木県一般会計補正予算（第3号）については、平成28年12月27日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成29年 1月13日

栃木県知事 福田 富一

平成28年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

今回の補正予算は、9月補正予算に引き続き、国の「未来への投資を実現する経済対策」に呼応し、「とちぎ創生15戦略」に位置付けられた地方創生に向けた取組等を推進するとともに、商工制度金融融資枠の追加等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、61億1,397万円の増額となり、既定予算が8,405億2,628万円であったので、補正後の予算総額は、8,466億4,025万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	253,500,000		253,500,000
2 地方消費税清算金	80,022,000		80,022,000
3 地方譲与税	32,800,000		32,800,000
4 地方特例交付金	800,000		800,000
5 地方交付税	119,800,000		119,800,000

6	交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7	分担金及び負担金	4,060,411		4,060,411
8	使用料及び手数料	11,488,430		11,488,430
9	国庫支出金	101,773,200	2,076,324	103,849,524
10	財産収入	1,588,045		1,588,045
11	寄附金	105,466		105,466
12	繰入金	25,491,207		25,491,207
13	繰越金	2,959,053	182,346	3,141,399
14	諸収入	102,690,468	3,030,300	105,720,768
15	県債	102,748,000	825,000	103,573,000
	合 計	840,526,280	6,113,970	846,640,250

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,500,738	3,136	1,503,874
2 総務費	35,267,162		35,267,162
3 民生費	103,314,383	2,400	103,316,783
4 衛生費	63,627,762	62,507	63,690,269
5 労働費	2,133,724		2,133,724
6 農林水産業費	43,893,994	1,976,057	45,870,051
7 商工費	76,214,722	4,069,870	80,284,592
8 土木費	85,468,123		85,468,123
9 警察費	48,108,134		48,108,134
10 教育費	186,273,434		186,273,434
11 災害復旧費	5,812,633		5,812,633
12 公債費	105,613,471		105,613,471
13 諸支出金	82,498,000		82,498,000
14 予備費	800,000		800,000
合 計	840,526,280	6,113,970	846,640,250

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	204,377,387		204,377,387
2 公共事業費	66,364,412		66,364,412

3	建設事業費	64,282,062	2,979,273	67,261,335
4	公債償還費	105,613,471		105,613,471
5	主要義務費	122,233,206	224	122,233,430
6	税交付金等	82,498,000		82,498,000
7	一般行政費	84,922,859	104,173	85,027,032
8	受託事務費	2,091,872		2,091,872
9	県単補助金	12,672,422		12,672,422
10	県単貸付金	83,130,976	3,030,300	86,161,276
11	災害復旧費	5,737,012		5,737,012
12	直轄事業負担金	6,602,601		6,602,601
	合計	840,526,280	6,113,970	846,640,250

## 部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔環境森林部〕 1 国立公園満喫プロジェクト推進事業費	243,957	地方創生拠点整備交付金を活用した、国立公園満喫プロジェクトの推進に要する経費 1 奥日光外国人受入態勢整備事業費 143,757 (1) 日光自然博物館ビジターセンター機能強化事業費93,757 (2) 日光自然博物館アクセス向上事業費 50,000 2 奥日光観光資源磨き上げ事業費 100,200 (1) 日光自然博物館映像展示施設リニューアル経費 83,500 (2) レンタサイクルシステム整備費 8,100 (3) サイクルステーション等整備費 8,600
〔保健福祉部〕 2 救急医療施設等整備費	41,448	医療施設の設備整備への助成に要する経費の補正 (補正前) 37,404 → (補正後) 78,852 ・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)
3 災害拠点病院施設設備整備事業費	21,059	災害拠点病院の設備整備への助成に要する経費の補正 (補正前) 106,735 → (補正後) 127,794 ・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)
4 安心こども特別対策事業費	2,400	幼稚園型認定こども園における防犯対策の強化に対する助成 ・補助率 国1/2
〔産業労働観光部〕 5 産業技術支援拠点強化事業費	756,248	地方創生拠点整備交付金を活用した、産業技術センターの機能強化に要する経費 1 デジタルものづくり解析・評価支援拠点整備事業費 265,312 2 食品試作開発支援拠点整備事業費 314,126 3 益子焼等活性化拠点整備事業費 176,810
6 産業活性化金融対策費	3,030,300	中小企業の資金調達支援を図るための産業政策推進資金(とちぎ創生融資)の貸付に要する経費の補正 ・融資枠(補正前) 30億円 → (補正後) 130億円

7 伝統工芸品でおもてなしレストラン事業費	34,576	地方創生拠点整備交付金を活用した、宇都宮産業展示館内レストランの改修に要する経費
〔農政部〕 8 地籍調査事業費	59,459	市町が行う地籍調査への助成等に要する経費の補正 (補正前) 467,987 → (補正後) 527,446 ・事業区域 5市町 ・補助率 3/4 (国1/2、県1/4)
9 戦略的品種開発加速化事業費	280,525	地方創生拠点整備交付金を活用した、本県農業の競争力強化に向けた品種開発体制の整備に要する経費 1 農業試験場施設整備費 227,086 2 農業試験場備品整備費 53,439
10 次世代農業人材育成強化事業費	581,383	地方創生拠点整備交付金を活用した、農業人材育成環境の整備に要する経費 1 農業大学校施設整備費 561,969 2 農業大学校備品整備費 19,414
11 畜産競争力強化対策事業費	1,054,690	家畜生産の効率化及び収益力の向上に向けた施設整備等への助成に要する経費の補正 (補正前) 762,075 → (補正後) 1,816,765 ・事業主体 畜産クラスター協議会 ・補助率 国1/2
〔共通事項〕 12 台湾・高雄市との交流促進事業費	7,925	高雄市との経済分野及び教育分野における相互協力に関する覚書の締結のための台湾訪問に要する経費

(財政課)

## 栃木県告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称及びその代表者又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
栃木県防災館	北関東総合警備保障株式会社 代表取締役 青木 勲	宇都宮市不動前 1丁目3番14号	平成29年4月1日 から平成34年 3月31日まで	県民生活部 消防防災課
とちぎ青少年センター	一般財団法人栃木県青年会館 理事長 横山 陽一	宇都宮市駒生1 丁目1番6号	平成29年4月1日 から平成34年 3月31日まで	県民生活部 人権・青少年男女 参画課

(行政改革推進室)

## 栃木県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200625	就労継続支援B型事業所あおぞら	足利市助戸1-564-103	一般社団法人エンジョイライフ	足利市末広町66-18	平成29年1月1日	就労継続支援B型
0910400373	ヘルパーステーションふわり	佐野市小中町1255-1	株式会社パワーライフサポート	宇都宮市南高砂町11-21	平成29年1月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
0911000370	アスミル大田原	大田原市本町1-2701-11-102	一般社団法人社会福祉総合支援協会	大田原市紫塚1-14-13-601	平成29年1月1日	就労移行支援

栃木県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400019	ケアねっと佐野	佐野市富岡町196-7	株式会社ケアネットサービス	宇都宮市東塙田2-2-17	平成28年12月31日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
0912100096	ヘルパーステーションほほえみ倶楽部石橋・上三川	下野市下古山16-2	株式会社ほほえみ倶楽部	小山市乙女3-27-31	平成28年12月31日	居宅介護 重度訪問介護

(障害福祉課)

栃木県告示第9号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の(1)の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	

野 木 町	平成29年5月11日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	野木町丸林571 野木町役場
栃 木 市	平成29年5月12日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市岩舟町静5133-1 栃木市役所岩舟総合支所会議室棟第 1会議室
	平成29年5月15日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市藤岡町藤岡810 栃木市藤岡公民館
	平成29年5月16日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町西山田1771-3 かかしの里
	平成29年5月17日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年5月18日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町富田558-11 栃木市大平まちづくり交流センター
	平成29年5月19日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市今泉町2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター
	平成29年5月22日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年5月23日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年5月24日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市千塚町210 栃木市老人福祉センター福寿園
	平成29年5月25日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市藪部町3-13-24 栃木市水道庁舎(浄水場)
	平成29年5月26日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年5月29日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年5月30日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市都賀町原宿521 栃木市都賀公民館
	平成29年5月31日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市西方町本城1 栃木市西方公民館
	壬 生 町	平成29年6月2日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで
平成29年6月5日(月)		午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
下 野 市	平成29年6月6日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市下古山1220 下野市保健福祉センターきらら館
	平成29年6月7日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	

	平成29年6月8日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市小金井1127 下野市国分寺公民館
	平成29年6月9日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市田中681-1 下野市南河内公民館
上三川町	平成29年6月12日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場
	平成29年6月13日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成29年6月14日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
益子町	平成29年6月15日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	益子町益子2030 益子町役場
	平成29年6月16日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
茂木町	平成29年6月19日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	茂木町大字茂木1499-2 茂木駅ききょうホール
	平成29年6月20日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
芳賀町	平成29年6月21日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	芳賀町祖母井1020 芳賀町役場
市貝町	平成29年6月22日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	市貝町市塙1280 市貝町役場
野木町 栃木市 壬生町 下野市 上三川町 益子町 茂木町 芳賀町 市貝町	各区域の期日の初日から 平成29年12月25日(月) まで(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)		午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで  宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
野木町	平成29年6月8日(木)から同年12月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
栃木市、壬生町	平成29年6月15日(木)から同年12月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
下野市、上三川町	平成29年6月22日(木)から同年12月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

益子町、茂木町	平成29年6月29日（木）から同年12月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
芳賀町、市貝町	平成29年7月6日（木）から同年12月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域（宇都宮市の区域を除く。）	平成29年5月11日（木）から同年12月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（産業政策課）

栃木県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年1月13日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 足利邑楽行田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
20	前	足利市羽刈町1322-1地先から 足利市羽刈町979-5地先まで	16.1～29.4	147.9	
	後	足利市羽刈町1322-1地先から 足利市羽刈町979-5地先まで	16.1～29.4	147.9	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 黒田市埴真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
80	前	芳賀郡市貝町大字市埴4721-1地先から 芳賀郡市貝町大字多田羅743-1地先まで	4.2～6.5	1200.0	
	後	芳賀郡市貝町大字市埴4721-1地先から 芳賀郡市貝町大字多田羅743-1地先まで	10.8～25.0	1200.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 埴芳賀線

## 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
255	前	芳賀郡益子町大字七井3975-1 から 芳賀郡益子町大字七井3948-1 まで	15.6 ~ 23.6	20.2	
	後	芳賀郡益子町大字七井3975-1 から 芳賀郡益子町大字七井3948-1 まで	15.6 ~ 26.2	20.2	

## 栃木県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年1月13日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
10	主 要 地 方 道 宇都宮那須烏山線	那須烏山市田野倉字横道777-4 から 那須烏山市田野倉字深沢778-13まで	平成29年1月13日
80	一 般 県 道 黒田市埜真岡線	芳賀郡市貝町大字市埜4721-1 地先から 芳賀郡市貝町大字多田羅743-1 地先まで	平成29年1月13日
285	一 般 県 道 福原小川線	那須郡那珂川町浄法寺445番地から 那須郡那珂川町浄法寺498番地4まで	平成29年1月13日

(道路保全課)

## 公 告

### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年1月10日に変更した、宇都宮都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福田 富 一

### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年1月10日に変更した、上河内都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福田 富 一

### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年1月10日に変更した、宇都宮都市計画防火地域及び準防火地域（岡本駅西土地区画整理事業区域）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年1月10日に変更した、宇都宮都市計画用途地域（岡本駅西土地区画整理事業区域）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

栃木県知事 福 田 富 一  
(都市計画課)